

都市計画証明願（第7条）

令和元年5月1日

（宛先）高槻市長

申請者

どなたでも申請可能です。
代理人のご申請の場合は委任状が必要です。

住所 高槻市桃園町2-1

氏名 高槻 花子

電話（連絡先） 072-674-7552

別紙図示の地域は、都市計画法第7条の規定による
市街化区域・市街化調整区域に含まれることの証明をお願いします。

どちらかに○をしてください。

記

土地地番で記載してください
（住居表示では証明を発行できません）

1. 申請地 別紙図示の地域

2. 申請地番 高槻市 桃園町510番1

3. 申請目的 相続税申告のため

4. 添付書類

- ① 位置図（住宅地図等又は縮尺2500分の1の白図に位置を図示したもの）
- ② 公図（申請地を着色したもの。法務局で発行された原本、写し可。パソコン等で取得された法務局の押印がないものは使用できません）
- ③ 委任状（代理人が提出する場合）

※ 参考図として市街化区域と市街化調整区域との境界の証明が必要な場合は、土地の実測平面図（注）が別途必要です

（注）土地の実測平面図（現況測量図）

- ・ 前面道路の形状等、側溝やCB塀等敷地内外の現況の構造物および敷地の寸法が記載されているもの（敷地等が単一線で記載されており、現況が確認できない図面、法務局で発行される地積測量図では受付ができません。）
- ・ 縮尺が整合していない場合受付ができません

5. 提出部数

1部（境界の証明が必要な場合は2部）

受付欄

受付欄